



事 務 連 絡

平成20年4月2日

都道府県後期高齢者医療制度主管課（部）御中

都道府県後期高齢者医療広域連合事務局 御中

厚生労働省保険局
総務課高齢者医療企画室

後期高齢者医療制度の施行につきましては、平素より格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨日、福田総理から厚生労働大臣に対し、当該制度を高齢者の方をはじめ国民の方々に1日も早く御理解いただき円滑に実施するため、当該制度の名称を工夫するとともに、国と地方公共団体が連携して制度のPRをするため、厚生労働省と総務省が中心になって取り組むよう御指示がありました。

これを受け、身近で親しみやすい「通称」として、この制度を「長寿医療制度」と呼ぶこととするとともに、厚生労働大臣を本部長とする「長寿医療制度」実施本部を近日中に開催することといたしましたので、取り急ぎお知らせいたします（別添をご参照下さい）。結果につきましては、実施後すみやかに情報提供させていただきます。

また、既に多大な御協力をいただいているところ、突然なお願いで大変恐縮ではございますが、上記を踏まえ、以下の点について可能な範囲で御対応いただけますようお願いいたします。

本事務連絡につきましては、お手数ですが都道府県後期高齢者医療制度主管課（部）より管内市区町村にお知らせいただくようお願いいたします。

記

1. これまでも精力的に制度の理解促進のための活動を行っていただいているところではありますが、可能な範囲で老人クラブや町内会等の高齢者が集まる場を訪問し説明していただくなど、高齢者の方の御疑問の点等を再度御説明いただきたいこと。また、これまで気付かなかった点や回答が難しい質問があった場合には、下記担当までお知らせいただきたいこと。

2. これからPRのために作成されるパンフレット等の文書においては、この制度について、「長寿医療制度（後期高齢者医療制度）」との記述にしてください。既に作成済みの文書については、通称の記述をする必要はないこと。

担当：厚生労働省保険局総務課高齢者医療企画室

笹子、芳澤、嶋 内線（3190、3199）

「長寿医療制度」実施本部の設置について

平成20年4月1日

1. 目的

今後、急速な高齢化が進む中で、将来にわたり持続可能な医療保険制度とするため、平成18年に医療制度改革が行われたところであり、本日より、75歳以上の方を対象とした後期高齢者医療制度が施行される。

本制度については、大きな制度改革であり、その意義、趣旨、さらに具体的な内容について、高齢者の方をはじめ国民の方々に1日も早くご理解いただき、円滑に実施していくことが必要である。

そこで、本制度に関し、身近で親しみやすいものとするため、新たに「長寿医療制度」と呼称するとともに、十分な周知を図り、円滑な制度運営を行っていくために、実施本部を設置する。

2. 実施本部の構成

厚生労働省と総務省が連携して、以下の実施本部を設置するものとする。

本部長	厚生労働大臣
副本部長	厚生労働事務次官 総務事務次官
構成員	厚生労働省保険局長 厚生労働省医政局長 厚生労働省健康局長 厚生労働省老健局長 社会保険庁長官 総務省自治行政局長 総務省自治財政局長

※ 実施本部の下に幹事会を設置する。

幹事長	厚生労働省保険局長
幹事	厚生労働省及び総務省の関係部局課室長クラス

3. 活動内容

関係機関が連携して、以下の活動を行うものとする。

- (1) 広報、周知活動
- (2) 市町村、広域連合の相談体制の確認
- (3) 市町村、広域連合の相談窓口への支援